

とっとりけんきょういくいいんかい じ む ぶきょくおよびけんりつがっこう しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん 鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する

きょうしょくいんたいおうようりょう 教職員対応要領

へいせい ねん がつ にち
平成28年4月1日

とっとりけんきょういくいいんかい
鳥取県教育委員会

もくてき (目的)

だい じょう
第1条 この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。

い か ほう だい じょうだい こう きてい もと しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
以下「法」という) 第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に關す

る基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する

じこう かん とっとりけんきょういくいいんかい じ む ぶきょくおよ けんりつがっこうきょうしょくいん ひじょうきんしょくいん ふく い か きょうしょくいん
事項に關し、鳥取県教育委員会事務局及び県立学校教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」

という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。併せて、「別紙1（一般的留意事項）

および別紙2（県立学校留意事項）」により、教職員が適切に対応するために必要な事項についての留意

じこう さだ
事項を定めるものとする。

ふとう さべつてきとりあつか きんし (不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう きょうしょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じむまた じぎょう おこな あ しょう しんたい
第2条 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい〔身体

しょう ちてきしょう せいしんしょう ほうたつしょう ふく た しんしんきのう しょう
障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がいをいう。〕が

ない者または難病を患っていない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利

りえき しんがい
利益を侵害してはならない。

ごうりてきはりよ ていきょう (合理的配慮の提供)

だい じょう きょうしょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じむまた じぎょう おこな あ しょう しゃ
第3条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者か

ら現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負

たん かじゅう しょう しゃ けんり しんがい どうがいしょう しゃ せいべつ ねんれいおよ
担が過重でないときは、障がい者の権利を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及

び障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的

はいりよ ていきよう
配慮」という。) の提供をしなければならない。

かんたくしゃ せきむ (監督者の責務)

だい じょう きょうしよくいん かちょうそうとうしよくいじょう ち い ものおよ けんりつがっこうちょう い か かんたくしゃ
第4条 教職員のうち、課長相当職以上の地位にある者及び県立学校長(以下「監督者」という。)

は、しょう りゆう さべつ かいしよう すいしん つぎ かくごう かなか ないよう りゆうい しょう しゃ たい
は、障がい理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる内容に留意して障がい者に対
するふとう さべつてきとりあつか おこな ちゆうい しょう しゃ たい ごうりてきはいりよ ていきよう
する不当な差別的取扱いが行われないように注意し、また、障がい者に対して合理的配慮の提供が
なされるように必要な措置を行わなければならない。

(1) にちじょう しつむ つう しどうとう しょう りゆう さべつ かいしよう かん かんたく
(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する

きょうしよくいん ちゆうい かんき しょう りゆう さべつ かいしよう かん にんしき ふか
教職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせる。

(2) しょう しゃとう ふとう さべつてきとりあつか ごうりてきはいりよ ふていきよう たい そうだん くじょう もうしでとう
(2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があつ
た場合は、ばあい じんそく じようきよう かくにん
た場合は、迅速に状況を確認する。

(3) ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんたく きょうしよくいん たい ごうりてきはいりよ ていきよう てきせつ
(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に
おこな しどう かいぜん そち ほか
行うよう指導するとともに改善措置を図る。

(4) しゃかいてきしょうへき じよきよ せつち じぜんてきかいぜん そち ほか ひつよう ばあい すみ
(4) 社会的障壁を除去するため、スロープの設置など事前的改善措置を図る必要がある場合には、速や
かにたいおう
かに対応する。

2 かんたくしゃ しょう りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい じんそく てきせつ たいしよ
2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなけ
ればならない。

そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

だい じょう とつとりけんきょういくいんかいじ むきよききょういく そうむか ふとう さべつてきとりあつか ごうりてきはいりよ ていきよう かなか
第5条 鳥取県教育委員会事務局教育総務課に、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に係る

きょうしよくいん そうだん たいおう そうだんまどぐち お そうだん う さい じじつかんけい じようきようはあくとう
教職員からの相談に対応するための相談窓口を置く。相談を受けた際には、事実関係の状況把握等に
かんけいしょぞく ちょうせい そしきてき たいおう おこな
ついて関係所属と調整しながら組織的な対応を行うこととする。

2 かくけんりつがっこう かくがっこうちょう とくべつしえんきょういく じっし せきにんしゃ みずか とくべつしえんきょういく
2 各県立学校においては、各学校長が特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や

しょう かん にんしき ふか はつき とくべつしえんがっこう てききのう
障がいに関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能

とう かつよう つぎ かくごう さだ こうない たいせいせいび おこな そしき じゅうぶん きのう きょうしよくいん
等も活用しながら、次の各号に定める校内の体制整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員

しどう
を指導する。

(1) 特別支援教育コーディネーター等の指名

かくけんりつがっこうちょう とくべつしえんきょういく すいしん こうないいいんかい こうないけんしゅう きかく うんえい かんけいしよきかん
各県立学校長は、特別支援教育の推進のため、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関
かんけい がっこう れんらく ちょうせい ほごしや そうだんまどぐち やくわり にな きょういん とくべつしえんきょういく
や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コ
ーディネーター等」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

また、校長は、特別支援教育コーディネーター等が合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ
など いちれん かけてい じゅうよう やくわり にな じゅうぶんりゅうい がっこう そしきてき きのう
等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう
つと
努める。

(2) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

かくけんりつがっこう こうちょう もと ぜんこうてき しえんたいせい かくりつ しょう また
各県立学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障がいのある又
はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の
じつたいはあく しえんほうさく けんとうなど おこな こうない とくべつしえんきょういく かん こうないいいんかい せっち
実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

こうないいいんかい こうちょう きょうとう とくべつしえんきょういく どう きょうむしゅにん せいとしどうしゅじ つうきゅう
校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等、教務主任、生徒指導主事、通級
しどうたんとうきょういん ようごきょうゆ たいしょうじどうせいとう がつきゅうたん にん がくねんしゅにん たひつよう みと もの
による指導担当教員、養護教諭、対象児童生徒等の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者
などで構成する。

3 かくけんりつがっこう じどうせいとう ほごしや そうだんおよ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう
各県立学校においては、児童生徒等またはその保護者からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要と
している旨の意思の表明を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との
たいわ ごういけいせい こんなん ぼあい かくがっこうちょう こうないいいんかい ふく こうないたいせい せつぞく かくじつ
対話による合意形成が困難である場合には、各学校長は校内委員会を含む校内体制への接続が確実に
おこな こうちょう もと がいぶ ゆうしきしゃ かんけいきかん れんけい ごうい
行われるようにし、校長のリーダーシップの下、外部の有識者または関係機関とも連携しながら合意
けいせい む けんとう そしきてき おこな
形成に向けた検討を組織的に行う。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう しょう りゅう きべつ かいしょう ほか きょうしよくいん たい ひつよう けんしゅう けいはつ
第6条 障がいや理由とする差別の解消を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うもの
とする。

2 新たに教職員となった者に対しては、障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}に関する基本的な事項^{きほんてきじこう}について理解^{りかい}させるために、また、新たに監督者^{かんとくしゃ}となった教職員^{きょうしよくいん}に対しては、障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に関し求められる役割^{やくわり}について理解^{りかい}させるために、それぞれ研修^{けんしゅう}を実施^{じっし}する。

3 教職員^{きょうしよくいん}に対し、障がい^{しょうがい}の特性^{とくせい}を理解^{りかい}させるため、本県知事部局^{ほんけんちじぶきょく}で実施^{じっし}しているあいサポート運動^{うんどう}と連動^{れんどう}した研修^{けんしゅう}を受講^{じゅこう}させるなど、積極^{せっきよくてき}的に意識^{いしき}の啓発^{けいはつ}を図^{はか}る。

4 県立学校^{けんりつがっこう}の教職員^{きょうしよくいん}にあつては、教職員^{きょうしよくいん}の理解^{りかい}の在り方^{あかた}や指導^{しどう}の姿勢^{しせい}が児童生徒等^{じどうせいとどう}に大きく影響^{おほえい}すること十分に留意^{じゅうぶんりゆうい}し、児童生徒等^{じどうせいとどう}の発達段階^{はつたつだんかい}に応じた支援方法^{おうしえんほうほう}、外部^{がいぶ}からは気づきにくいこともある難病等^{なんびょうとう}をはじめとした病弱^{びょうじゃく}（身体虚弱^{しんたいきよじゃく}を含む^{ふく}）、発達障がい^{はつたつしょうがい}、高次脳機能障がい^{こうじのうきのうしょうがい}等の理解^{りかい}、児童生徒等^{じどうせいとどう}の間^{あいだ}で不当な差別的取扱い^{ふとうさべつてきとりあつか}が行われている場合^{おこな}の適切な対応方法等^{ぼあいてきせつたいおうほうほうとう}も含め、積極^{せっきよくてき}的に研修^{けんしゅう}を受講^{じゅこう}する。

附則 この対応要領^{たいおうようりょう}は、平成28年4月1日^{へいせいねんがつにち}から施行^{しこう}する。

別紙1 (一般的留意事項)

鳥取県教育委員会事務局及び県立学校(以下「鳥取県教育委員会事務局等」という。)における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に係る一般的留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者ではない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等)及び鳥取県教育委員会事務局等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者及び保護者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。

また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

○見えない、聞こえない、歩けないといった機能障がいを理由にして、区別、排除、制限をすること。

・聴覚障がいのある者が、県庁に相談に来たところ、筆談による応対を拒否したり、手話通訳者の派遣も依頼することなく、面談を断る。

・視覚障がい者に対して、案内誘導・代読・代筆を拒む

・障がいがあることを理由に、窓口対応の順番を後回しにする。

・盲ろう〔目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障がいがあること〕を理由に、書面、パンフレットの提供等を拒む。

・精神障がいがあることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

・障がいがあることを理由に施設やそのサービスの利用をさせない。

○車いすや補装具、介助者など、障がいに関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること。

・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、車いすであることを理由に、来庁の際に付き添いの同行を求めるなどの条件を付す。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行うことを求めている。合理的配慮とは、障がい者が受ける制限が、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、鳥取県教育委員会事務局等の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことと留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

さらに、合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、特性等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明は、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、後見人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むものとする。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者、後見人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、主体的な取組に努めること。

4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 鳥取県教育委員会事務局等がその事務又は事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容が事業者等によって大きな差異が生ずることにより、障がい者

が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供についても盛り込むよう努めること。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて

総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、監督者と相談の上、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明す

るものとし、理解を得るよう努める。

○事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

○事務・事業規模

○財政・財務状況

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性性の高いも

のであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、

また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意す

る必要がある。

また、法では合理的配慮の申出があった場合に配慮を行うこととなっているが、本県では「あいサポー

ト運動」に取り組んでいることから、障がい者からの申出がなくても、社会的障壁をなくすよう積極的

な対応に努める。

【物理的環境への配慮の具体例（ハード整備等）】

○設備や施設等の形を変える

- ・建物の入り口の段差を解消するために、(簡易)スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができ、かつ施設内も安全かつ円滑に利用できるように対応する。
- ・パトライト、電光掲示板など視覚的な情報設備を設置する。

○補助器具等の提供

- ・車イスが必要な来庁者に車イスを用意する。
- ・個々の児童生徒等に対応した補助システムの導入(磁気ループ、FM補聴システム、難聴用対応スピーカーなど)

○人的支援等

- ・段差がある場合、車いす利用者の補助をする。
- ・配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- ・多数パンフレットがある場合、パンフレットの内容を口頭で説明する。
- ・目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望に合わせる。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合など、会場の座席位置を扉付近にする。
- ・疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室を確保する。なお、別室の確保が困難な場合は、当該障がい者に理由を説明し、室内に臨時的休憩スペースを準備する。
- ・体力的な負担が大きい研修等の実施に当たっては、障がいのある本人に参加の可否、配慮事項等について確認し、適切に対応する。
- ・不随意運動により書類等を押さえることが難しい障がい者に対しては、教職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具の提供などを行う。

【意思疎通の配慮の具体例】

○サービスの提供

- 一定数のイベントで手話通訳者等を手配する。

県では参加予定者数が概ね200人を超えるイベントについては、原則、手話通訳者若しくは要約筆

記者又はその両方を配置することとしている（「一定規模以上の県主催イベントにおける手話通訳者

等配置要綱（平成25年11月28日付福祉保健部長通知）」）。また、200名以下であっても、障がい

者から直接、手話通訳、要約筆記及び、磁気テープ等の手配申出があった際は手配を行うよう努める。

- 県教育委員会の広報物の点字版・音声版等の発行

県教育委員会の広報物は不特定多数の人の目に触れる可能性があるため、県教育委員会の広報物を

発行する際は、点字版、音声版等を発行するよう努める。

- 案内表示、チラシ等のカラーユニバーサルデザインの導入

色覚（色の感じ方）は人によって異なるため、チラシ等の印刷物や案内表示等を作成する際には、誰に

対しても正しく情報が伝わるように、色の使い方などに配慮する「カラーユニバーサルデザイン」の

考え方を取り入れて作成するよう努める。

- ウェブでの情報発信

県庁ホームページ等ウェブにおいて情報発信を行う際は、PDFのみならず、テキストファイルも併

せて添付する。

- 県制作番組等において、手話放送、副音声、字幕放送を組み込むよう努める。

- 知的障がいのある人に対し、振り仮名を付れたり、わかりやすい言葉で資料を作成する。

- ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみ

のない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく、午前、午後で表記するな

ど配慮を念頭においたメモを、必要に応じ適時渡す。

- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。

- 受付などで通常口頭で行う案内を紙にメモして渡す。また、受付などで通常口頭で名前・番号を呼

ぶ際もボードへの掲示等視覚でも分かるようにする。

- ・書類記入を依頼する際、記入方法等を本人の目の前で示すなど、分かりやすい方法を用いる。また、視覚障がいのある人で、記述での本人記入が難しい場合、代筆等を認める。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- 事務手続きの際に教職員が必要書類の代筆を行う。
- 時間、順番、ルールを変える。
 - ・立って並んで順番待ちする際、順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えたり、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
 - ・スクリーンや看板等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を用意する。
 - ・車両乗降場所を施設出入口（車いすの方はスロープ付近）に近い場所へ変更する。
 - ・県庁等の会議において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない駐車区画を障がい者専用の区画に変更する。

【障がいの種類に応じた積極的な関わり等の具体例】

※以下の内容はあくまでも例示であり、障がい者一人一人に合った個別の対応が必要である。

○視覚障がい者

- ・白杖使用者を見かけたとき、困っているように見えたり、白杖を前で頭上50センチ程度持ち上げている白杖SOSシグナルを見かけたら「何か手伝いましょうか」などと声かけをする。突然触れられると驚かれるので、できるだけ前方からゆっくり、丁寧に話しかける。

○聴覚・言語障がい者

- ・会話方法の確認を行う（筆談、手話等）。特に言語障がい、軽度の聴覚障がい（難聴）がある人への対応は、ひとつひとつの言葉を聞き分けることが大切なので、分かったふりをせず、きちんと内容を確認する。また、口元を見て言葉を判断される人もいるので、聴覚障がい者の人と話す時はマスクを

と
取り、ゆっくり、はっきりと口元が相手に見えるように話しかける。

○盲ろう者

- ・肩にそっと手を触れて話しかける。聴力が使える人もおり、手のひらに文字を書く方法でコミュニケーションを取る人もいるので、相手の状況を確認して対応するよう心がける。

○肢体不自由者

- ・言葉がうまく話せない人（大人）に対して、子どもに接するような接し方はやめる。どのような手助けが必要か尋ねることが大切。特に、車いすを利用している人に話しかける時は、しゃがんで視線を同じ高さに合わせて話しかけることが望ましい。

○内部障がい者

- ・まず、外見ではわかりにくく、周りから理解されずに苦しんでいる障がい者がいることを知ることが重要。内部障がいがある人の中には、ハートプラスマークを付けている人もいる。
- ・生命に関わるものもあるので、使用を禁止された場所で携帯電話の電源を切るなどルールやマナーを守る。

○重症心身障がい者

- ・車いすやストレッチャーでの移動時に人手が要りそうな時は介護者に声をかける。人工呼吸器などの医療機器のアラーム音が鳴っているときは速やかに介護者に知らせる。

○知的障がい者

- ・ゆっくり簡単な言葉で話しかけ、本人にわかりやすい説明を心がける。状況の変化に対応できず「びっくりかえる」「泣きわめく」などのパニック行動が起こることがある。そのような時は、落ち着ける場所に誘導する。

○発達障がい者

- ・「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手なので、言葉だけではなく、絵や写真も使い、本人が納得できるように説明する。

○精神障がい者

- ・無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがある。働きかけは「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝えるとともに、本人のペースに合わせた働きかけが必要。

○てんかん

- ・発作が起きたとき、まず、あわてずに見守る。危ないものを遠ざけるなど危険を避け、無理に動かそうとせず、発作の時間を確認するなど発作の様子を詳しく見る。
- ・発作時、けいれんの最中は名前を呼んだり、体を押さえたり、揺さぶったり、舌をかまないようにと口の中にタオルや指を入れてもいけない。自然に回復するまで待つ。

○高次脳機能障がい者

- ・ゆっくり、わかりやすく、具体的に話をする。
- ・情報はメモを書いて渡し、絵や写真、図なども使って伝える。

詳しくはあいサポート運動ホームページ（鳥取県障がい福祉課）を確認してください。

⇒ <http://aisupporter.jp/know.php>

また、学校教育に対応した情報については、以下のホームページを確認してください。

○文部科学省 ⇒ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004.htm

○国立特別支援教育総合研究所 ⇒ <http://www.nise.go.jp/cms/>

別紙2 (県立学校留意事項)

鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する

教職員対応要領のうち、特に県立学校に該当する留意事項

第1から第5までは、別紙1 (一般的留意事項) に同じ

第6 合理的配慮の具体例

児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、別紙1に記載した内容に加えて、県立学校における合理的配慮の具体例を記載するものである。この具体例においても、合理的配慮は場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであることに留意する必要がある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【物理的環境への配慮の具体例 (ハード整備等)】

○移動に困難のある児童生徒等のために、参加する授業で使用する教室を近い場所に変更する。

○聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の

処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど個別の事案ごとに特性に

応じて教室環境を変更する。

○災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障がい者に対し、災害時に教職員が直接災害を知ら

せたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報整備・電光表示機器等を設置したりする。

○管理する施設・敷地内において、車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す。

○配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする。

【人的支援の配慮の具体例】

○介助等を行う児童生徒等、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

○目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置について、障がい者の希望を聞いたりする。

【意思疎通の配慮の具体例】

○子どもである障がい者又は知的障がい、発達障がい、言語障がい等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

○筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段を分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行う。

○知的障がいのある人に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。

○比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。

○情報を保障する観点から、次の視点に立った情報提供を行う。

・見えにくさに配慮した情報提供

聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのもの

のや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真などを用いた説明

・聞こえにくさに配慮した視覚的な情報提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に配慮し

た情報提供

手のひらに文字を書いて伝えるなどの説明

・知的障がいに配慮した情報提供

つた ないよう ようてん ひつき かんじ ふ が な つ たんご ぶんせつ くぎ くうはく はさ きじゆつ わ
伝える内容の要点を筆記、漢字に振り仮名を付ける、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分
が
かち書き」をする、なじみのない外来語は避けるなどの説明。また、その際、各媒体間でページ番号等が
こと う りゆうい しよう
異なり得ることに留意して使用する。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

○学校生活全般での配慮

ちりようとう がくしゅう きかん しょう じどうせいとう たい ほこう おこな がくしゅうきかい かくほ ほう
・治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど学習機会を確保する方
ほう くふう
法を工夫する。

にちじょうてき いりようてき よう じどうせいとう たい ほんにん たいおうかのう ぼあい ふく はいりよ
・日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮
よう ていど こじんさ りゆうい いりようきかん ほんにん にちじょうてき しえん う かいじょしゃ
を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者
とう れんけい はか ここ じょうたい ひつよう しえん ていねい かくにん かじょう かつどう せいげんとう
等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

まんせいてき びようきとう ほか じどうせいとう おな うんどう じどうせいとう たい うんどうりよう
・慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量
けいげん だいたい うんどう ようい びようきとう とくせい りかい かど よぼうまた はいじよ
軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除を
することなく、参加するための工夫をする。

がっこうせいかつぜんばん てきせつ たいじんかんけい けいせい こんなん じどうせいとう のうどうてき がくしゅうかつどう
・学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動
へんせい とし じぜん つた ぼあい ほんにん いこう かくにん
などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては、本人の意向を確認した
りする。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝
えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

しょう しゃ た れつ なら じゅんぼん ま ぼあい しゅうい りかい え うえ とうがいしょう しゃ
・障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障がい者の
じゅんぼん く べっしつ せき ようい
順番が来るまで別室や席の用意をする。

たにん せつしよく たにんざう なか きんちよう かんわ とうがいしょう しゃ せつめい うえ しせつ
・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張を緩和するため、当該障がい者に説明の上、施設
じょうきよう おう べっしつ じゅんび
の状況に応じて別室を準備する。

いどう こんなん しょう しゃ はや にゅうじょう せき ゆうどう くるま しょう しょう しゃ
・移動に困難のある障がい者を早めに入場させて席に誘導したり、車いすを使用する障がい者の

希望に応じて、決められた車いす用以外の客席も使用できるようにする。

○授業、試験等の場面での配慮

- ・入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、受付時の手話による対応や、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- ・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点字又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- ・聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- ・知的発達の遅れにより、学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- ・肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車いすの使用を許可したりする。
- ・読み書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- ・発達障がいのため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- ・理工系の実験、地質調査のフィールドワークなどでグループワークができない児童生徒等や、実験の手順や試薬を混同するなど、単独での作業に危険を伴う場合の児童生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題を課したり、個別のティーチング・アシスタント等をつけたりする。
- ・板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。